

基安労発 1206 第 1 号

平成 25 年 12 月 6 日

別記の都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(契 印 省 略)

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に係る環境省の対応について

標記については、平成 25 年 11 月 15 日付け基発 1115 第 4 号により通知されているところであるが、今般、環境省水・大気環境局より同省の支出委任による国有財産除染を実施している関係省庁に対して、別添のとおり通知がなされたところである。貴局においても了知されたい。

別記

岩手

宮城

山形

福島

茨城

栃木

群馬

埼玉

千葉

東京

神奈川

新潟

静岡

事 務 連 絡

平成 25 年 11 月 22 日

各省庁御担当部局 御中

環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官室

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について（事前周知）

平素より除染事業の推進にご理解、ご協力頂き感謝申し上げます。
除染等業務の実施にあたっては、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成二十三年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）等に従って実施されているところですが、今般、除染等業務等に従事する労働者の被ばく線量等を一元管理するための制度の構築に向け、厚生労働省から環境省宛に別添の協力依頼（平成25年11月15日 基発1115第1号）がありましたので、周知いたします。

この協力依頼を受け、環境省直轄除染については11月15日から暫定運用として、受注業者の本制度への参加を促すべく発注仕様書等の変更を行うこととしております。

各省庁実施の国有財産除染については、暫定運用の対象ではありませんが、関係自治体等との協議が整い次第（本制度を盛り込んだ除染電離則ガイドライン改正後と同時期を想定）、本制度への参加について厚生労働省から各省庁に協力依頼がなされると聞いておりますので、予めご承知おきください。

なお、環境省直轄除染の発注仕様書記載内容、要する費用等については、別途準備が整い次第ご参考として情報提供する予定です。

以上

別添の宛先

最高裁判所

会計検査院

内閣府

宮内庁

総務省

法務省

外務省

財務省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

防衛省